

水戸基署発 1006 第 1 号
令和 5 年 10 月 6 日

各 団 体 の 長 殿

水戸労働基準監督署長



台風、線状降水帯発生時等の交通労働災害防止対策の徹底について（協力要請）

日頃より、労働災害防止対策の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先月の台風第 13 号では茨城県内において線状降水帯が発生し、大雨の影響により県北部を中心に甚大な被害が発生したところです。

当署管内においても道路が冠水するなどの被害が広範囲で見られ、9月9日には新聞販売店の労働者がバイクで朝刊を配達中、用水路に転落して死亡する災害が発生したところであり、台風、線状降水帯発生時等の交通労働災害防止対策の徹底が求められています。

つきましては、貴団体におかれましても、下記事項を含めた対策について、傘下会員に対する指導、啓発等を含め、特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 台風、線状降水帯発生時等の交通労働災害防止の徹底

台風、線状降水帯発生時等の交通労働災害の防止のため、交通労働災害防止のためのガイドライン（平成 20 年 4 月 3 日付け基発 0403001 号）第 8 の 1 の「異常気象等の際の措置」を参照して対策を徹底すること。（次頁参照）

特に大雨で道路が冠水して泥水などで覆われると、道路上やその周辺にある危険（用水路、側溝が見えない等）が認識できなくなる恐れがあることから、必要に応じて、走行を中止し、又は安全な場所での一時待機、徐行運転を行わせる等の適切な指示を労働者に対して行うこと。

2 交通安全情報マップの作成、活用

可能な限り過去の冠水箇所等の危険情報を収集し、冠水している場合の注意事項を示した交通安全情報マップを作成して、関係労働者に周知すること。また、同マップを活用した教育、交通危険予知訓練を実施すること。

（担当）安全衛生課
電話 029-277-7916
（ダイヤルイン）

(参考)

交通労働災害防止のためのガイドライン（抜粋）

第8 その他

1 異常気象等の際の措置

異常な気象、天災等により安全な運転の確保に支障が生じるおそれのある場合は、安全な運転の確保を図るため、運転者に対する必要な指示を行うこと。また、異常な気象、天災等が発生した場合は、その状況を的確に把握し、運転者に対して迅速に伝達するよう努めるとともに、必要に応じて、走行を中止し、又は安全な場所での一時待機、徐行運転を行わせる等の適切な指示を行うこと。この場合、運転者には、適宜事業場と連絡をとらせ、その指示に従わせること。

交通労働災害防止に関する資料、ガイドラインの全文等は、次の二次元コード（厚生労働省の職場のあんぜんサイト）より入手が可能です。

